

福祉事業の応募・申請資格についてのご案内

下記のいずれかに加入している方が
現職の会員対象の福祉事業に応募・申請いただけます。

ユース
教弘保険

10口以上

新教弘
保険
A型／B型

10口以上

教弘保険
S型

5口以上

教弘保険
K型

5口以上

教弘保険
(1～4種)

6口以上

※再任用の方は「友の会会員」となり「友の会会員対象の福祉事業」へのご案内となります
友の会の会報をご確認ください

上記の教弘保険の契約者配当金から配当される事業資金が
福祉事業の財源となっております。
そのため、次の保険契約等のみのご加入だけでは福祉事業へ
応募・申請いただくことはできません。

新教弘医療保険 α

新教弘米国ドル建
個人年金保険

米国ドル建
介護保障付終身保険

etc…。

Q

教弘保険加入を検討中です。いつから応募・申請できますか？

A

教弘保険が成立してからになります。なお、応募・申請した福祉事業
をうける場合も教弘保険が成立していることが条件となります。

Q

保険の成立はいつ？

A

教弘保険加入申込書の記入時や保険料の払い込み時ではありません。
万一の場合に契約した保険が支払われる状態になった時点です。

福祉事業への応募・申請資格についてご不明な場合は
事務局までお問い合わせください
(公財)日本教育公務員弘済会 福島支部
TEL 024-522-6522

